

筑後市学童保育所利用選考基準表(令和8年度)

【申込要件】 以下のすべての項目に該当していること。

- 小学校に通学する児童で、同居している保護者が就労等のため、放課後に適切な見守りができない、他に保護者に代わる者がいない児童
- 保護者等の就労日数が月10日を超えること
- 保護者等の就労時間が月60時間を超えること
- 《通年利用の場合》保護者等の勤務終了時間が(通勤時間を含めて)原則15時以降であること

【選考の考え方】

- 1年生から学年ごとに選考します(原則低学年が優先となります)。ただし、通年利用と長期休暇のみ利用の両方を受け入れている学童保育所については、申込の状況によっては学年に関わらず通年利用を優先する場合があります。
- 別表による基準指数と調整指数の合計を「選考指数」とし、選考指数により保育の必要性(優先順位)を判断します。
- 申込の利用形態が「通年利用」の場合は別表1により判断し、「長期休暇のみ」の場合は別表2により判断します。

筑 後 市

① 基準指数

区分	保護者の状況			指数	採点	
					父	母
就 労 （自営業・農業等含む）	居宅外 労 働	単身赴任 等	単身赴任・海外勤務等、（常時）家庭にいない状況である場合	10		
		月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	10		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	9		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	8		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	7		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	6		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	5		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	4		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	9		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	8		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	7		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	6		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	5		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	4		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	3		
		月平均10～15日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	6		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	5		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	4		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	3		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	2		
	居宅内 労 働	月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	6		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	5		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	4		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	3		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	2		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	7		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	6		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	5		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	4		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	3		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	2		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	1		
		月平均10～15日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	6		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	5		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	4		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	3		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	2		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	1		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合（特別な理由がある場合のみ）	0 （加点なし）		
そ の 他	妊娠・出産		産前2か月～産後2か月	8		
	病気等	入 院	診断書等の内容による	※		
		自宅療養	診断書等の内容による	※		
	障がい（身体・精神・療育手帳等）		手帳・診断書等の内容による	※		
	介護・看護		対応時間等の状況による	※		
	育児休暇、求職活動		非該当（利用対象外）			
	就 学		日中の外出が常態の場合に限り、居宅外労働の基準を準用	※		
	その他		上記のほか明らかに保育できないと判断されるもの （内容：			

- 通勤時間の取扱いについて、特段の事情があり就労証明書にて通勤時間の証明(備考欄)がある場合は、その事情に応じて勤務終了時間に通勤時間を含めることができる。
- 父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭はあてはまる基準指数に「10点を加点」する。
- 上表の「※」については、一概に判断できないため、詳細を聞き取り、放課後児童健全育成の観点により、別途判断するものとする。

② 調整指数

区分	条 件 等		指数	採点
児童・世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	・証明書類があれば離婚調停中も含む ・(遠方への単身赴任等)ひとり親状態が明らかな場合も含む	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	5	
	療育支援が必要な児童	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを持っている児童	3	
	保護者が市内の学童・保育施設勤務	市内施設の場合に限る	10	
	(要保護児童など) 特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要とされた場合 (内容:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合 (内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯等の状況に応じて別途判断するものとする。

③ 利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

順位	内 容
1	同居親族(祖父母等)のいないひとり親世帯
2	同居親族(祖父母等)のいない世帯
3	保護者の帰宅時間が遅い世帯 ※保護者が複数の場合は、帰宅の早い方の保護者の帰宅時間を採用し比較する。
4	その他(社会的・経済的状況等)

【採点】

基準指数 ①
調整指数 ②
選考指数 ①+②

(別表2)

【長期休暇のみ】

① 基準指数

区分	保護者の状況			指数	採点		
					父	母	
就 労 （自営業・農業等含む）	居宅外 労 働	単身赴任 等	単身赴任・海外勤務等、（常時）家庭にいない状況である場合	10			
		月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	10			
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	9			
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	8			
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	6			
			勤務終了時間が11時59分以前の場合	4			
			月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	9		
		勤務終了時間が16時から17時59分の間		8			
		勤務終了時間が14時から15時59分の間		7			
		勤務終了時間が12時から13時59分の間		5			
		勤務終了時間が11時59分以前の場合		3			
		月平均10～15日未満 の勤務		勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	7			
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	6			
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	4			
			勤務終了時間が11時59分以前の場合	2			
			居宅内 労 働	月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8	
		勤務終了時間が16時から17時59分の間			7		
	勤務終了時間が14時から15時59分の間	6					
	勤務終了時間が12時から13時59分の間	5					
	勤務終了時間が11時59分以前の場合	3					
	月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降		7			
		勤務終了時間が16時から17時59分の間		6			
		勤務終了時間が14時から15時59分の間		5			
		勤務終了時間が12時から13時59分の間		4			
		勤務終了時間が11時59分以前の場合		2			
	月平均10～15日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降		6			
		勤務終了時間が16時から17時59分の間		5			
		勤務終了時間が14時から15時59分の間		4			
		勤務終了時間が12時から13時59分の間		3			
		勤務終了時間が11時59分以前の場合		1			
そ の 他	妊娠・出産		産前2か月～産後2か月	8			
	病気等	入 院	診断書等の内容による	※			
		自宅療養	診断書等の内容による	※			
	障がい（身体・精神・療育手帳等）		手帳・診断書等の内容による	※			
	介護・看護		対応時間等の状況による	※			
	育児休暇、求職活動		非該当（利用対象外）				
	就 学		日中の外出が常態の場合に限り、居宅外労働の基準を準用	※			
	その他		上記のほか明らかに保育できないと判断されるもの （内容： ）	※			

- 通勤時間の取扱いについて、特段の事情があり就労証明書にて通勤時間の証明(備考欄)がある場合は、その事情に応じて勤務終了時間に通勤時間を含めることができる。
- 父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭はあてはまる基準指数に「10点を加点」する。
- 上表の「※」については、一概に判断できないため、詳細を聞き取り、放課後児童健全育成の観点により、別途判断するものとする。

② 調整指数

区分	条 件 等		指数	採点
児童・世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	・証明書類があれば離婚調停中も含む ・(遠方への単身赴任等)ひとり親状態が明らかな場合も含む	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	5	
	療育支援が必要な児童	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを持っている児童	3	
	保護者が市内の学童・保育施設勤務	市内施設の場合に限る	10	
	(要保護児童など) 特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要とされた場合 (内容:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合 (内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯等の状況に応じて別途判断するものとする。

③ 利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

順位	内 容
1	同居親族(祖父母等)のいないひとり親世帯
2	同居親族(祖父母等)のいない世帯
3	保護者の帰宅時間が遅い世帯 ※保護者が複数の場合は、帰宅の早い方の保護者の帰宅時間を採用し比較する。
4	その他(社会的・経済的状況等)

【採点】

基準指数 ①
調整指数 ②
選考指数 ①+②